

令和4年 第3回臨時会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

4月28日 開会

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程

令和4年第3回美瑛町議会臨時会

令和4年4月28日午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 議案第 1 号 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 2 号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 3 号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 4 号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 5 号 美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第 9 発議第 1 号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 10 議案第 6 号 専決処分について
- 第 11 議案第 7 号 専決処分について
- 第 12 議案第 8 号 専決処分について
- 第 13 議案第 9 号 専決処分について
- 第 14 議案第 10 号 専決処分について
- 第 15 議案第 11 号 専決処分について
- 第 16 議案第 12 号 専決処分について
- 第 17 議案第 13 号 専決処分について
- 第 18 議案第 14 号 令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第1号）について
- 第 19 議案第 15 号 請負契約の締結について
- 第 20 議案第 16 号 財産の取得について

○出席議員（13名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
3番	増山	和則	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（1名）

4番	濱田	洋一	議員
----	----	----	----

○出席説明員

町	長	角	和	浩	幸	君
副	町	池	田	由	行	君
会	計	小	杉	昌	敏	君
総	務	今	瀧		毅	君
まちづくり推進課	長	新	村		猛	君
移住定住推進室	長	土	井	寛	久	君
税	務	川	合	実	智代	君
住	民	庄	司	篤	史	君
保	健	高	木	比	斗志	君
地域包括支援センター	所長	高	崎	史	江里	君
子ども・子育て支援室	長	檜	山	尚	代	君
保健センター	所長	鎌	田	静	香	君
商工観光交流課	長	高	島	和	浩	君
文化スポーツ課	長	山	下	浩	史	君
農	林	吉	川	智	巳	君
建	設	平	間	克	哉	君
水	道	岩	佐	和	男	君
町立病院事務局	長	観	音	太	郎	君
総	務	真	鍋	大	輔	君
総	務	松	岡		歩	君
教	育	千	葉	茂	美	君
管	理	梶	原	祐	治	君
図	書	山	上	修	司	君
農	業	只	野		透	君
農	業	栗	原	行	可	君

○書記

事務局 長 今野 聖貴 君
次 長 才川 育世 君

開会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。早朝より臨時会、参集いただきましてありがとうございます。

昨日、竹内道議の名誉町民の認証式に、議員、皆さんを代表して臨席をさせていただきました。後援者の1人としては、本当に、お疲れさまはもちろんですけども、盛大に送ってあげたいというような、気持ちはあったんですけど、コロナ禍ということでそこが叶わないところでもあるのかなあというふうに思っているところでもあります。心からご冥福と、そして、お世話になりました。そして、竹内道議が愛した美瑛町、我々がしっかり、この先、発展させていくという新たな思いを抱いているところでもあります。

臨時会です。今日中身もそこそこありますので、いつもどおり慎重審査をお願い申し上げます。

開会及び開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） ただいまから令和4年第3回美瑛町議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は13人です。

美瑛町町民憲章の朗唱

○議長（佐藤晴観議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴者の方もご起立願います。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、本臨時会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆さま、おはようございます。令和4年第3回美瑛町議会臨時会、議員皆さまのご出席のもと開催をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より町行政に対しまして、ご指導賜っておりますこともあわせまして心から感謝を申し上げます。3月の定例会から間をおかず、また、臨時会を開かせて、ご参集いただいたところでございます。よろしく願いいたします。

この1か月の間で、雪解けも進みまして畑作業もすっかり始まっている状況でございます。おかげさまで、美瑛町も令和4年新年度、順調な滑り出しをしているところでございます。まだまだコロナの感染状況を予断を許せませんけれども、コロナとともに、またコロナからの復興を目指す大事な一年になると存じますので、皆さま方のご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会にご提案を申し上げます議案につきまして、要旨を説明させていただきます。

議案第1号、美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、令和3年8月に人事院が行った措置に準拠し、非常勤職員の育児休業、介護休暇等の取得要件の緩和等を図るため、本条例を改正するものです。

議案第2号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてから、議案第5号、美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてまでの4議案につきましては、令和3年8月の人事院勧告に準拠し、給与の改定等に係るそれぞれの条例の関連規定を整備するものであります。

議案第6号の専決処分についてから、議案第11号の専決処分についてまでにつきましては、令和3年度の美瑛町一般会計、農業研修施設事業特別会計、水力発電事業特別会計、白金泉源事業特別会計、公共下水道事業特別会計、水道事業会計、計6会計の補正予算につきまして、地方自治法の規定により専決処分しましたので、議会の承認をお願いするものでございます。

議案第12号、専決処分について及び議案第13号の専決処分については、令和4年度の美瑛町水道事業会計の補正予算につきまして、地方自治法の規定により専決処分しましたので、議会の承認をお願いするものでございます。

なお、議案第12号につきましては、消費税及び地方消費税の過年度分、修正申告に伴う追加納付分の追加となっております。後ほど、議案説明を改めて申し上げるところでございますけれども、水道事業会計におきまして税の追加納付を行うという事態に至りましたことにつきまして、皆さまにお詫びを申し上げる次第でございます。申し訳ございませんでした。

議案第14号につきましては、令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第1号）についてでございます。デジタル田園都市国家構想推進交付金の事業採択に伴う、サテライトオフィス整備に係る交付金、新型コロナウイルスに係る自宅療養者等に対し、食料品等の支援を行う新型コ

ロナ療養支援事業の実施、新型コロナワクチンの4回目接種の準備にかかる各種費用の追加であります。

議案第15号、請負契約の締結については、泉源井新設工事その1の請負契約の締結について、提案するものであります。

議案第16号、財産の取得については、除雪ドーザ1台の取得について、議会の議決をお願いするものです。

以上、議案16件について、ご提案申し上げます。慎重なるご審議をいただき、お認めいただけますよう、よろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、5番大坪正明議員と9番高田紀子議員を指名します。

諸般の報告

- 議長（佐藤晴観議員） これから、諸般の報告を行います。

今野議会事務局長。

- 事務局長（今野聖貴君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

- 議長（佐藤晴観議員） これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

- 議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本臨時会の議会運営について、桑谷覚議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覚議員 登壇）

- 委員長（桑谷 覚議員） おはようございます。朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

よろしくお願います。

○議長（佐藤晴観議員） これで、議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期は本日1日に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。

本日の議事日程は、議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） それでは、行政報告を申し上げます。お手元に資料配布済みのことと存じます。ご高覧のほど、お願いを申し上げます。

まず、1点目につきましてでございますけれども、令和3年度特別交付税交付額の決定についてでございます。令和3年度決定額につきましては、5億1,314万9,000円で、対前年度比、16.7%、7,328万8,000円の増となりました。増加の要因につきましては、除排雪対策費用の増などとなっているところでございます。

2点目、美瑛町名誉町民認証式の開催についてでございます。先ほど佐藤議長様のご挨拶の中でも取り上げていただきましたとおり、昨日4月27日、美瑛町役場2階応接室にて、故、竹内英順先生の認証式を執り行わさせていただきました。コロナウイルスの関係ございまして、本来でありましたら、多くの関係者の皆さまのもとで開催するところでございますけれども、御親族の方、また、議長さんをはじめ少数の方のご出席のもとで、開催をさせていただいたところでございます。竹内先生は本当に、多数のご功績を残された、偉大なる先人でございます。改めまして私からも、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、先生の志を少しでも引継ぎ、よりよい美瑛町にしていきたいと思います、思いを新たにしているところでございます。

3点目、寄附の受領についてでございます。寄附者におかれましては、竹内英順先生のご婦人でいらっしゃいます竹内香織様、寿町1丁目、100万円を4月27日に頂戴をしたところ

でございます。農林業の振興及び景観の保全及び形成などに使ってくださいという、ありがたいお志をいただいております。大切に有効に使わせていただきます。竹内様も本当にありがとうございました。

4点目、職員の新型コロナウイルス感染についてでございます。感染者数につきましては、計6名となっております。確認日につきましては、配付資料のとおりでございます。6人のうち、5人につきましては、町民の方との接触もなく、保健所の調査の結果、濃厚接触者も確認されていない状況でございます。残り1名につきましては、濃厚接触者がいると判断されたため、勤務先につきましては、臨時休所といたしたところでございます。

行政報告の5点目、今のところにも関連いたしますけれども、新型コロナウイルスに関連した施設の臨時休業等についてでございます。1の(1)のどんぐり保育園から(4)の美瑛中学校まで、それぞれのところで感染者及び濃厚接触者等が確認されたことに伴いまして、記載のとおりの対応を取らせていただいたところでございます。

6点目、町有林における林野火災の発生についてでございますが、4月21日、午後3時30分頃、字新星第3におきまして、出火が確認されました。町有林の隣接しているところの枯草焼きからの延焼ということで、町有林約900平方メートルを焼損したものでございます。町有林につきましては、今後再造林を行うよう、検討しているところでございます。

また、お手元の資料の、記載ございませんけれども、もう1点、7点目につきまして口頭でご報告を申し上げます。十勝岳の火山活動についてでございますけれども、昨日、4月27日、午後11時15分頃、十勝岳で火映現象を確認したと、气象台から報告がございました。火映現象につきましては昨年の8月以来、となるものでございますけれども、气象台によりますと噴火活動に直接の影響はないと、いうふうな報告を受けているところでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（佐藤晴観議員） これで行政報告を終わります。

日程第4 議案第1号 美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、議案第1号、美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は1頁から2頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の1頁から3頁

になります。美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正は、令和3年8月に人事院が行った「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」における「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」に準拠し、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和等を図るため、条例の一部を改正するものでございます。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき、改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略し、別冊の資料により説明をさせていただきます。別冊資料の1頁になります。1の改正要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので、説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、(1)育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止する。(2)育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を規定する。①妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認②勤務環境の整備

3の施行期日は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

資料2頁から3頁の新旧対照表の説明は省略いたします。資料による説明を終わり、議案集に戻ります。

議案集、2頁の附則から朗読いたします。附則、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第3号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第4号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第5号 美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正
について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第5、議案第2号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件、日程第6、議案第3号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件、日程第7、議案第4号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件及び日程第8、議案第5号、美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を一括議題とします。これから各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第2号についての提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第2号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は3頁、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の4頁から5頁になります。今回の美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正は、令和3年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、特別職の給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。議案集は3頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、別冊の資料により説明をさせていただきます。別冊資料の4頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので、説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、公務員と民間との支給割合の較差を基に改定するもので、特別職職員の期末手当0.15月分引き下げ、現行の4.45月分から、4.30月分とするものです。

（1）第2条の改正において、6月期分、12月期ともに支給割合を100分の222.5から100分の215に改めるものです。（2）令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年6月に支給する期末手当から減額する調整を行うものです。

3の施行期日は、公布の日から施行する。

資料5頁の新旧対照表の説明は省略させていただきます。資料による説明を終わり、議案集に戻ります。

議案集3頁の附則から朗読いたします。附則、施行期日、1、この条例は公布の日から施行する。以下、附則の朗読を省略いたします。

以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第3号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 議案第3号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は4頁、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の6頁から7頁になります。今回の美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正は、議案第2号と同様に、令和3年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、教育委員会教育長の給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものです。改正内容につきましては、議案第2号と同様に、期末手当において民間の支給割合との較差を基に、期末手当の支給月額を、0.15月分引き下げ、現行の4.45月分から4.30月分とするものです。それでは議案を朗読します。

(議案の朗読を省略する)

資料に基づく改正内容の説明は、議案第2号と同様でありますので、資料の説明は省略させていただきます。

議案集4頁の附則から朗読いたします。附則、施行期日、1、この条例は公布の日から施行する。以下、附則の朗読を省略いたします。

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第4号について、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

今瀧総務課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 議案第4号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は、5頁から6頁、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の8頁から9頁になります。今回の美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正は、議案第2号、議案第3号と同様に、令和3年8月の人事院勧告における、給与勧告に準拠し、職員の給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき、改正内容の説明をいたします。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略し、別冊の資料により説明いたします。別冊資料の8頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので、説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、人事院勧告における給与勧告に準拠した改定で、期末・勤勉手当について、民間の支給割合との較差を基に、0.15月分引き下げ、現行の4.45月分から4.30月分とするものです。(1)の表につきましては、令和4年度6月期、12月期ともに期末手当の支給割合を100分の127.5から100分の120とするものです。再任用職員については、期末手当を0.1月分引き下げ、現行の2.35月分から2.25月分とする

ものです。令和4年度6月期、12月期ともに期末手当の支給割合を100分の72.5から100分の67.5とするものです。(2) 令和3年度の引下げに相当する額につきましては、令和4年6月支給の期末手当から減額調整を行う。

3の施行期日は公布の日から施行する。

資料9頁の新旧対照表の説明は省略いたします。資料による説明を終わりました、議案集に戻ります。

議案集、5頁の附則から朗読いたします。附則、施行期日、1、この条例は公布の日から施行する。以下、附則の朗読を省略いたします。

以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第5号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は7頁、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の10頁から11頁になります。今回の美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、期末手当の支給月数は、令和3年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し職員と同じ支給月数に引き下げるが、令和3年度の引下げに相当する額については、会計年度任用職員制度の趣旨に鑑みて、減額調整を行わないよう、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。それでは、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

以下、附則の前まで改正条文の朗読を省略し、別冊の資料により説明いたします。別冊資料の10頁になります。1の改正要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で、ご説明したとおりですので、説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、美瑛町職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例に基づく令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を適用しないよう規定する。

3の施行期日は公布の日から施行する。

資料11頁の新旧対照表の説明は省略いたします。資料による説明を終わり、議案集に戻ります。

議案集7頁の附則から朗読いたします。附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。

はじめに、4案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで4案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第2号について質疑を行います。議案集の3頁、改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第2号についての質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑を行います。議案集の4頁、改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第3号についての質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑を行います。議案集の5頁及び6頁、改正条例全文について質疑を許します。

(「はい」の声)

1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 1番保田です。それでは質問させていただきます。本町職員の給与につきましては、人事院勧告を完全に実施することを基本としまして、職員組合と理事者が労使協議の上、給与改定がなされてきている状況だと認識しております。職員給与につきましては、通常であれば、11月臨時会において提案がなされ、直近の12月に給与で調整が図られるべきであると思っておりますけれども、今回の条例提案につきましては、異例のことであり、労働者側の代表である、職員組合に対して十分な事前の協議や説明がどのようになされてきたのか。その経緯についてお伺いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧総務課長。

○総務課長(今瀧 毅君) ただいまいただいたご質問の、職員組合との協議経過につきましては、国家公務員法が国会を通過したのが4月6日という風になっております。今回の人事院勧告に準拠した内容の法律の法案等の、国会通過が4月6日となってございます。それを受けて、美瑛町としましては職員組合に対しまして、今回の人事院勧告の準拠、給与改定についての協議について、4月14日に協議を開催しているところでございます。その後、組合側の報告ではあるんですけれども、4月18日の日に執行委員会を開催し、ある程度給与制度の改定については、妥協せざるを得ないという結論に至ったというような、報告を受けているような状況でございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 1番保田です。まあ、労使協議というのはですね、結構職場環境の改

善ですとかそういった意味も含めてですね、大変重要な協議になると思いますが、今後もそういった、協議を進めながらですね、職場環境を改善していただきたいなとそんな風に思いますがその件に関してはいかがでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧総務課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 今回の給与改定につきましては、国会審議がずれ込んだ部分、そして、コロナ禍における経済への影響ということもありまして、令和3年度の実施には至らなかったというような状況でございますけれども、ある程度そういった人事院勧告の情報等々が入手し次第ですね、組合側との早期に協議を進める中で、給与改定等について進めていきたいという風に考えてございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 1番保田議員。

○1番(保田 仁議員) 1番保田です。職員の給与につきましてはですね、不利益不遡及が原則となっております。平成8年の最高裁判決ですとか、平成18年の大阪高裁の判決でも示されているとおりでありますけれども、今回の場合はですね、明らかに不利益を、年度を越えてですね、遡及させていると思われるんですけれども、その点についてはどうお考えでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 給与改定の際はですね、これまでも不利益不遡及の原則、踏まえた中で、改定時期を遡ることなくですね、今回につきましても、公布の日から施行するというような、条例の改正をさせていただいております、将来に向かって、今回であれば減額をする。将来に向かった減額を行うというような、改定を行っております、今回の令和3年度分の調整額の部分につきましては、人事院勧告におきましては、官民の較差が、ボーナスにおいて0.15か月分あったと、というようなことで、その較差を是正するための措置として、令和4年度の6月に行うという風に考えてございます。減額の措置を行うという風に考えておりますので、決して不利益不遡及の原則に反した取扱いをしているという風な不合理な取扱いをしているという風な判断ではございません。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。よろしくお願いたします。今説明、答弁をいただいたんですけども、これ、各自治体によって対応が変わっているという風に私自身理解してるんですけども、例えば町村会の方だとかでは、何かその統一の見解だとかこう

いうふうにするべきではないかだとかそういうのは、なかったのかどうか、上川管内において、その対応が分かれているとしたら事例についてどのように把握されているのか、まず伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧総務課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 基本的にはですね、人事院勧告に準拠した形で給与改定を行いなさいということで、地方公務員法にも明記されている部分もございますし、当然、総務省からも指導が毎年降りてくる、通知が降りてくるという流れになっておりますので、今回の取扱いにつきましては、美瑛町が判断した内容が適正なのかなというふうに考えておりますけれども、他町がどのような経緯経過で、そうした、昨年度の12月期に給与改定を行っている自治体もあるとの情報もございますけれども、その辺についてはどういった事情で行われたか詳細は把握しておりませんが、美瑛町における取扱いが、人勧準拠、条例の関係法令の遵守といった中での取扱いがされてるという風に考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) はい、答弁いただきました。法令に従って、条例に従って粛々とやっていくということで理解はできるんですけども、ただこれちょっと私、何ていうんですかね、受け止め方ではあるんですけども、例えばこれ、3月末で退職された方については、6月の賞与ってのは当然ないわけですから、不利益不遡及なのかもしれないけれども私自身は、職員の皆さんがどう思われてるかちょっと分からないですけどもね。だからやっぱそういう風な、不利益不遡及の場面とかそういう中で、退職者の方、うまくいったなとか、何か儲かったんじゃないかと、そんなような感じで思われてる職員の方いらっしゃるんじゃないかなと思うんですけど、その辺りの不公平感とかそういうのは、こういうような、法に則って条例に則ってだからやむなしというふうにお考えなのかどうか、この辺について、町長できればお考えを伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) これまでも、ご説明、ご答弁、申し上げてきましたとおりでございまして、今回の給与改定につきましては、人勧の趣旨を生かしていくという、法令準拠の立場で行っているものでございます。先ほどのご質問の中で、町村会レベルで統一見解なかったのかというご質問ございましたけれども、町村会の中で、統一的な対応という形での意見の取りまとめではございませんでした。ただ、首長たち集まる中で昨年の11月の段階で例年とは違う扱いになっているので、どうするべきなのかという、雑談で出たことは確かでございます。その

中で、各町村がそれぞれの判断のもとで、改定を行ってきたと、いうふうに受け止めております。私どもといたしましては、昨年11月、保田議員さんからのご質問ございましたけれども、通常でありましたら、11月の臨時会の中でご提案し、12月に、その効果を発するというところでございましたけれども、国の方が、その時点で閣議決定また、国の国家公務員法の改正自体を、今年4月ということをごさいますして、国がはっきりと法を確定する前に、自治体はその趣旨、同趣旨を行っていいのかということ考えた場合に、国の法令が全て適正に決定された後に、美瑛町の方に遡及しようという立場で、今回のこのご提案とさせていただきます。ということで、何か意図を持ってどうこうしようというわけではなくて国の法令そのものの動きに沿った形で、今回もご提案を申し上げますので、法令を遵守する中での対応という風にご理解を賜れば幸いです。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) はい、答弁いただきました、見越して対応してた自治体もあったかと思しますので、それが町の方でやれなかったというのは、要は国の国会の最終的な判断を待ってからというようなことで、よろしいですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 人勸の主な内容というのは出ておりましたので見越すということでありましたら、当然予見は出来たわけをごさいますして、そのことを11月にしておけというご指摘と思われまして、確かに見越した上で、国の決定前に実施をしている自治体もごさいます。ただ、繰り返しになりますけれども、私どもは国の法律が確定をした、その時点を見届けてから、町の給与の方に反映させるという立場をとって今回のご提案を申し上げているところでごさいます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第4号についての質疑を終わります。

次に、議案第5号について、質疑を行います。議案集の7頁改正条例全文について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第5号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。

はじめに、議案第2号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第2号についての討論を終わります。

次に、議案第3号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第3号についての討論を終わります。

次に、議案第4号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第4号についての討論を終わります。

次に、議案第5号について、討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第5号についての討論を終わります。

これから日程第5、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第7、議案第4号の件を採決します。議案第4号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

これから日程第8、議案第5号の件を採決します。議案第5号、美瑛町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

日程第9 発議第1号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第9、発議第1号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

8番桑谷覺議員。

○8番（桑谷 覺議員） 議案の朗読をもって提案に代えさせていただきます。

（議案の朗読を省略する）

以上で、発議第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第9、発議第1号の件を採決します。発議第1号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、発議第1号の件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第6号 専決処分について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第10、議案第6号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第6号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は8頁から29頁になります。今回の専決処分につきましては、令和3年度美瑛町一般会計補正予算（第11号）について、令和4年3月31日に専決したので、地方自治法の規定により報告し承認をお願いするものです。専決した補正の内容につきましては、地方譲与税、各種交付金などの額の確定による増減及び新型コロナウイルス感染症対策に係る他会計使用料減免額確定による繰出金などの追加、基金への積立、歳出各事業の事業費確定に伴う基金繰入金、国庫支出金、町債の精算などでございます。歳入歳出それぞれ1億3,200万円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億2,290万円とするものです。

それでは、はじめに議案を朗読し、その後、内容の説明をいたします。議案集8頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明いたします。議案集20頁になります。

歳出、第2款総務費、第1目総務管理費、第6目情報管理費、補正額はなく、財源調整です。

第7目地域振興費、補正額261万8,000円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による減額です。

第8目移住対策費、補正額はなく、国庫補助金の追加による財源調整です。

第11目災害対策費、補正額48万8,000円の減額です。自主防災組織推進事業の事業確定による減額です。

第13目諸費、補正額187万7,000円の減額です。説明欄各事業の事業費確定による減額です。議案集22頁になります。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額366万2,000円の減額です。福祉ハイヤー借上事業の事業費確定による減額です。

第2目高齢者福祉費、補正額はなく、財源調整です。第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、127万5,000円の減額です。児童手当支給事業の事業費確定による減額です。

第2目保育所費、補正額はなく、財源調整です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第5目医療扶助費及び第7目墓地管理費につきましては、ともに補正額はなく、財源調整です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額430万4,000円の減額です。説明欄各事業、事業費確定による減額です。

第3目畜産業費、補正額184万6,000円の減額です。草地畜産基盤整備事業の事業費確定による減額です。議案集24頁になります。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費、補正額はなく、道支出金の減額による財源調整です。

第2目商工業振興費、補正額997万4,000円の減額です。説明欄(1)美瑛町中小企業者等振興補助事業は、事業費確定による減額。(2)電子地域通貨運営事業はBeコインチャージ金確定による負担金の追加及び補助金の額確定による減額補正です。

第3目観光費、補正額154万6,000円の追加です。白金泉源事業に係る泉源使用料減免額の確定による繰出金の追加です。

第4目交流促進施設費及び第5目ビルケの森費並びに第6目交流推進費につきましては補正

額はなく、財源調整です。

第2項文化スポーツ振興費、第6目保健体育総務費、補正額51万1,000円の追加です。町民スキーリフト助成事業について、利用実績の増による追加です。

第8目イベント推進費につきましては補正額はなく、国庫支出金の減額に伴う財源調整です。議案集26頁になります。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第1目道路維持修繕費、補正額はなく、地方債の減額による財源調整です。

第2目道路新設改良費、補正額30万円の減額です。旭美瑛線道路改良舗装事業の事業費確定による減額です。

第3目橋梁維持修繕費、補正額はなく、地方債の減額による財源調整です。

第4目除雪対策費、補正額1,092万5,000円の追加です。郊外における除雪、暴風による除雪出勤回数増による追加でございます。

第4項都市計画費、第1目街路事業費、補正額はなく財源調整です。

第2目公共下水道費、補正額34万3,000円の追加です。下水道使用料減免額の確定による繰出金の追加です。

第3目公園費、補正額はなく、財源調整です。

第10款教育費、第1項教育総務費、第3目学校給食費、補正額、220万円の減額です。学校給食管理運営事業の事業費確定による減額です。

第5目通学自動車運行費、補正額はなく、地方債及び財産収入減額、追加補正による財源調整でございます。

第2項小学校費につきましては補正額はなく、財源調整です。

第3項中学校費につきましても補正額はなく、財源調整です。議案集28頁になります。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第1目、公共施設等整備基金費、補正額1億1,140万8,000円の追加です。財源確保による基金積立金追加です。

第2目財政調整基金費、補正額2,000円の追加です。基金運用利子を積み立てるものです。

第3目減債基金費、補正額、1000円の追加です。基金運用利子を積み立てるものです。

第6目人づくり育成基金費、補正額1,000円の追加です。基金運用利子を積み立てるものです。

第8目森林環境譲与税基金費、補正額34万9,000円の減額です。森林環境譲与税の額の確定による減額です。

第9目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額2,584万7,000円の追加です。まちづくり寄附金の追加による基金への積み立てるものです。

第2項公営企業費、第1目上水道事業補助金、補正額850万9,000円の追加です。水道使用料、減免額の確定による上水道事業補助事業に係る補助金の追加です。

第3目病院事業負担金、補正額はなく、財源調整です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集の14頁にお戻り願います。

歳入、第2款地方譲与税、第1項地方揮発油譲与税、補正額1,697万7,000円の追加です。譲与税額確定による追加補正です。

第2項自動車重量譲与税、補正額、5,461万5,000円の追加です。譲与税額確定による追加補正です。

第3項森林環境譲与税、補正額34万4,000円の減額です。譲与税額確定による減額補正です。

第3款利子割交付金、第1項利子割交付金、補正額34万5,000円の減額です。交付金確定による減額補正です。

第4款配当割交付金、第1項配当割交付金、補正額188万3,000円の追加です。交付金確定による追加補正です。

第5款株式等譲渡所得割交付金、第1項株式等譲渡所得割交付金、補正額363万9,000円の追加です。交付金確定による追加補正です。

第6款法人事業税交付金、第1項法人事業税交付金、補正額707万2,000円の追加です。交付金確定による追加補正です。

第7款地方消費税交付金、第1項地方消費税交付金、補正額4,866万8,000円の追加です。説明欄(1)の地方消費税交付金は、796万円の追加。(2)地方消費税交付金、社会保障対策分につきましては、4,070万8,000円の追加で、交付金の確定による補正です。

第8款環境性能割交付金、第1項環境性能割交付金、補正額70万1,000円の減額です。交付金確定による減額補正です。議案集16頁になります。

第9款地方特例交付金、第1項地方特例交付金、補正額355万9,000円の追加です。交付金確定による追加補正です。第2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、補正額3,831万9,000円の追加です。固定資産税及び都市計画税に係る地方税減収補填特別交付金の追加補正です。

第10款地方交付税、第1項地方交付税、補正額、1億6,109万9,000円の追加です。特別交付税確定による追加補正です。

第11款交通安全対策特別交付金、第1項交通安全対策特別交付金、補正額21万3,000円の追加です。交付金確定による追加補正です。

第13款使用料及び手数料、第1項使用料、第4目商工使用料、補正額203万3,000

円の追加です。青い池駐車場使用料確定による追加補正です。

第14款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費負担金、補正額465万5,000円の減額です。児童手当負担金の支給額確定による減額補正です。

第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額561万円の追加です。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の確定による追加補正です。

第4目土木費補助金、補正額197万6,000円の追加です。除雪対策事業交付金の追加交付に伴う追加です。

第7目商工費補助金、補正額92万2,000円の減額です。サイクルスポーツ関係事業費確定による地方スポーツ振興費補助金の減額補正です。

第15款道支出金、第1項道負担金、第1目民生費負担金、補正額113万9,000円の減額です。児童手当支給額の確定による減額補正です。

第2項道補助金、第5目商工費補助金、補正額123万7,000円の減額です。北海道消費者行政推進事業補助金の確定による減額です。議案集18頁になります。

第16款財産収入、第1項財産運用収入、第2目利子及び配当金、補正額2,000円の追加です。各種基金運用利子の確定による追加及び減額補正です。

第2項財産売払収入、第2目物品売払収入、補正額15万円の追加です。二股線スクールバス売払収入の追加です。

第17款寄附金、第1項寄附金、補正額2,584万7,000円の追加です。まちづくり寄附金1,657件分の追加です。令和3年度のまちづくり寄附金の合計は1万8,848件、企業版ふるさと納税1件で合計2億6,595万6,000円となりました。

第18款繰入金、第1項繰入金、補正額2億6,252万円の減額です。各基金充当事業の事業費確定による繰入金の整理です。

第20款諸収入、第4項受託事業収入、第2目農林水産業費受託事業収入、補正額89万4,000円の減額です。草地畜産基盤整備事業の事業費確定による受託金の減額です。第5項雑入、補正額3,209万5,000円の追加です。Beコインチャージ金の確定による追加及び財源調整です。

第21款町債、第1項町債、第1目総務債、補正額130万円の減額です。地域活性化推進事業、子育て支援事業の事業費確定による過疎対策債（ソフト分）の減額補正です。

第2目民生債、補正額370万円の減額です。高齢者等福祉支援事業の事業費確定による過疎対策債（ソフト分）の減額補正です。

第3目衛生債、補正額400万円の追加です。児童等福祉支援事業の事業費確定による過疎対策債（ソフト分）の追加です。

第4目商工債、補正額360万円の追加です。消費活性化事業の事業費確定による追加補正

です。

第5目土木債、補正額80万円の減額です。備考欄各事業事業費確定による減額補正です。

第6目教育債、補正額260万円の減額です。備考欄各事業の事業費確定による減額補正です。

次に、議案集12頁になります。第2表、繰越明許費補正です。令和4年度に繰越して事業を実施するものです。款、項、事業名、金額の順に読み上げます。

追加、第2款総務費、第1項総務管理費、地域情報通信基盤管理運営事業、240万8,000円。移住定住促進民間賃貸住宅家賃助成事業、69万8,000円。第3款民生費、第1項社会福祉総務費、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業、1,724万7,000円。第7款商工費、第1項商工費、電子地域通貨運営事業、863万4,000円。合計2,898万7,000円。

議案集13頁になります。第3表地方債補正です。変更前の地方債の総額7億9,798万6,000円から80万円を減額し、変更後の地方債の総額を7億9,718万6,000円とするものです。起債の目的、変更前限度額、変更後限度額のみ読み上げ、個別の事業名は省略いたします。第3表地方債補正、変更、辺地対策事業、変更前限度額2億4,710万円、変更後限度額2億4,680万円。過疎対策事業、変更前限度額2億4,370万円、変更後限度額2億4,330万円。緊急自然災害防止対策事業、変更前限度額7,200万円、変更後限度額7,190万円。合計、変更前限度額7億9,798万6,000円、変更後限度額7億9,718万6,000円。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ありません。10頁から11頁の第1表歳入歳出予算補正の説明は省略させていただきます。

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（佐藤晴観議員） 10時50分まで休憩します。

休憩宣告（午前10時40分）

再開宣告（午前10時50分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き会議を再開します。

これから質疑を行います。議案集の20頁及び21頁、はじめに、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の22頁及び23頁、第3款民生費から第6款農林水産業費までについて質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の24頁及び25頁、第7款商工費について質疑を許します。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。7款1項2目、商工業振興費、説明欄(2)電子地域通貨運営事業について伺います。こちらの方、この数字の方見ますと、3,213万8,000円がチャージされて、それで、域内で、使われたと、そういう風に、認識しているところなんですけど、まずこれ、町長の肝いりの事業だったと思うんですけども、担当課として、この目標額と言いますかねそういうのがあったかどうか分からないんですけども、現状と言いますか、前年度の実施状況についてどのような認識をお持ちか、まず伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島商工観光交流課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) ただいまご質問いただきました、電子地域通貨のですね、昨年度の実績という部分になろうかと思うんですけども、この部分につきましてはチャージと、それから、行政ポイントと、それからプレミアム商品券分としてですね合計で、ポイントとしては3億9,776万円ほどをですね、発行しておりまして当初の予定を若干超えるほどのチャージ分になったというふうに考えております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。意外とと言ったらちょっと失礼かもしれないんですけども、冬的生活支援もそうですし、いろんなそういうこう、経済対策の一環で使われてきていたと。ただやはりどこまでいってもですね、商品券の、紙ベースのやつも、やっぱり使えた方がよかったなという声はやっぱり聞こえてきます。ただ、それをですね今後の課題という風になるかとは思うんですけども、やはりこう電子地域通貨、域内の経済循環を高めるためには、外にお金を漏らさないということも大事なんですけれども、外からのお金を引っ張り込むというか、やっぱりこう、外貨を稼ぐためのツールにもならなきゃならないと。そのために、現状は、現金での、町内3か所ですか、3か所でのチャージというふうにしかなくてはいないんですけども、昨年、前年度もね、私ちょっと、どこかで質問したかと思うんですけど、クレジットカードのチャージですかねそういうのが出来ないのかどうかね、その辺について、どうお考えか、分かる範囲、情報あれば教えていただきたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) クレジットカード等のですねチャージの部分についてなんですけども、現状今3か所、町内3か所ですねチャージできる状態となっております。

ね、今年度につきましてはこの3か所のチャージする場所をですねさらに増えるべく、今、いろいろと協議しております、例えばコンビニエンスストアでチャージできるっていう、体制を今作ろうということで協議しているとともにですね、それに合わせてクレジットカードで、チャージできるというところに、今、向けて委託先と協議しているところなんですけども、これどちらにしてもですね、クレジットカードにしてもコンビニエンスストアにしてもですね、チャージできるようにするということになるとうり利用料が若干かかる部分がありますので、その辺のですね、利用料とチャージ分のですね、今後の動向を見ながらですね、体制を整えて、なるべく多く、チャージしてもらえ体制を、気軽にチャージしてもらえ体制の方を作っていきたいと考えてます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。トラストバンクが、委託を受けている全国の自治体の状況を見ますと、例えば大阪府河南町、こちらの、クレジットカードとセブン銀行でのチャージができます。また、群馬県のみなかみ町、これもクレジットカードセブン銀行でのATM、例えばこういうようなところもですね、かなり早い段階からやっぱりやっていますのでね、美瑛町もやっぱりそこに倣うような感じで、トラストバンクを通じてなのか、直接他の自治体、導入してる自治体の方とやりとりしながら、やはり使い勝手のいいものにしていただきたい。そしてどこまでいってもやはりこの福祉的な面からいくと、なかなかその使いづらいうというそういうところもあるもんですから、実証実験終わって正式に今運用されていますけれどもね、課題が見えてきたときには、やっぱりその随時、修正することも必要なのかなって、何らかの対策を考える必要があるかなと思います、その辺りについてどうお考えか伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高島課長。

○商工観光交流課長(高島和浩君) 今議員おっしゃるとおりですね、トラストバンクの方と今お話ししておりますのは、セブン銀行の方ですね、チャージできる仕組みを今、協議しているところですね。それとクレジットカードの方でチャージできる仕組みを作ると。これにどちらにつきましても月額利用料がかかったりですねチャージ分に対しての手数料というのがかかりますので、この辺の手数料の支出の分とですね、チャージがどこまでこう浸透するかといった部分を見ながらですね、提案させていただきたいと思います。また行政ポイントについてもですねかなり庁舎内を含めましてかなりの、額が予算になっておりますのでこの辺の行政ポイント等もですね、発行しながらですね利用が広がっていくように、取組を進めたいという風に考えてます。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

なしと認め次に進みます。

次に、議案集の26頁及び27頁、第8款土木費及び第10款教育費について質疑を許します。

(「はい」の声)

12番山本議員。

○12番(山本賢一議員) 12番山本です。8款2項1目、道路維持修繕費なんですけれども、この部分についてはですね補正額なしで全額使われているということなんですけれども、実際問題ですね道路等、老朽化していたりするわけですし、この金額で増額になるのは当たり前だと思うんですけれどもならないで終わっているということなんですけれども、町の長寿命化ですか強靱化、それからそういうのを考えていくと、本来であればですねまだまだ増えてきてもおかしくないのかなと。それから町内会それから行政区長さんからですね、多分これ要望等も入ってきてると思うんですけれども、これも全て施行した上でこのゼロという形になったのか、それについてまず伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 平間建設水道課長。

○建設水道課長(平間克哉君) 道路のですね、維持修繕につきましてはですね、毎年ですね予算を立てまして、その中でですね、各行政区等の要望等も入れますけれども全てですね、要望の中でですねできるということではございませんけれども、年次計画を立てながらですね、順次改修の必要な部分についての維持修繕を進めているということでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 12番山本議員

○12番(山本賢一議員) 12番山本です。確かにそのとおりなんですけれども、ただですね最近ですね雪解けも早くなってきていて、非常に道路が早く出てきて、修繕等も必要になってくる。それから、未舗装の道路についてはですねやはり、雨等ですね雨水ですとか、雪解け水等ですねかなり傷んでる部分もあるわけですし、早めにこのグレーダー等の整備を行う、また砂利を敷くというようなことも必要だと思うんです。私も過去にですね、播付け時期、時期になってますけれども、荷崩れを起こして、やはりその被害を受けるということがあるわけです。こういう場合はですね町が補填してくれるのかどうかという問題が出てきます。それから、一般の幹線道路でもですね、機械壊しの道路なんて言われてる地元の方言ってる所あります。これ、かなり、段差ですとか、溝が非常に深くなっていてですね、もう故障の原因になっていることなんですけれども、こういう場合もし何かあった場合は町が補填するということになるんでしょうか。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前10時59分）

再開宣告（午前11時00分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

平間建設水道課長。

○建設水道課長（平間克哉君） 道路状況の中でですね、道路の方に破損があればですね、パトロール等を通して速やかにということによってやっておりますけれども、その中で議員のおっしゃるようなですね事故が起きた場合につきましては、状況にもよりますけれども、保険等の中で、町の方で瑕疵があるというものの物件につきましては当然、町の補償ということになりますけれども、その事故の状況にもよりますのでそれについてはですね、そのときの事故の状況を十分にですね検討した中での判断ということになるかと思えます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 12番山本議員。

○12番（山本賢一議員） 12番山本です。この、今言った機械壊しの道路と言われる路線なんですけども過去にはですね、グレーチングが外れて、一般乗用車がですね事故を起こしてるというような、過去にある場所なんですね、路線なんです。ですからそれだけやはり傷んでいるということですので、是非ともですね、私も一般質問で申し上げたときに職員の方が巡回して確認するというようなことをおっしゃってましたけれども、ただ、乗用車で走ったのとは分からない部分もあります。農耕用トラクターですとかそういうので走るとですね、かなり段差を拾うという部分もあつたりしますので、やはりそういう部分でですね、考慮していただきたいなという風に思うわけなんですけども、町長そういうふうな部分で、最後に聞きたいんですが、町長、どういう風にそういうのお考えでしょうか。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） はい、ご指摘をいただきました、一般的な道路の改修修繕につきましては、財源の観点等々ございますので計画的に整備をし、図っているところでございます。各行政区町内会からの要望につきましても、優先順位を考慮しながら、かつ、それぞれの要望の中身を見ながら、その中で優先順位をつけ、計画的な整備を図っているところでございます。一方、ただいま山本議員ご指摘いただきましたとおり、特に雪解け後の道路路面状況の悪化そのことが、農作業始めや一般の通行にも影響を及ぼす危険を及ぼすということでございましたらそれは、緊急性を要するものでございますので、これまでも町道の中で大きな穴があいていて、危険が予見されるというものについては随時、補修をしているわけでございますけれども、大

きな、計画的な道路以外の危険が予測されるような状況、またそこが発覚した場合につきましては、適宜随時、速やかに修繕を図りまして、安全な運行を確保していきたい。そのように思っているところでございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の28頁及び29頁、第12款諸支出金について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の14頁から19頁まで、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。4項目お願いします。まず、7款1項1目、消費税交付金、こちらのですね、説明欄（2）地方消費税交付金について、社会保障対策ということで4,070万8,000円がですね、補正として計上されております。こちら社会保障の経費等、またその他社会保障費に要した額について充当するという風になっておりますけれども、歳出の方で出ている、例えば年金、医療、子育て、介護等についてどのように充当されてるのか、まず伺いたいと思います。

それと、次ですね、10款1項1目、地方交付税、特別交付税が、1億6,109万9,000円、計上になっております。こちら恐らく入金があったのが3月25日ぐらいという風に思っているんですけども、こういうような交付税、特別交付税のですね、情報についてはどのように、収集をされて、いつぐらいにこれ入ってくるのがわかったのか、それについて伺いたいと思います。

続いて、18款1項1目繰入金、繰入金、説明欄、7つの基金ございますけれども、第8回の補正以降、繰入金については、現状、1億と、17万円ということで、減債基金ですか、公共施設等整備基金繰入金、結局繰入れしたのが、1億17万円ということで、まちづくり基金の繰入金9,314万1,000円と、森林環境譲与税の繰入金で702万9,000円、これの合計かと思うんですけども、令和元年、令和2年は、2億9,693万円、令和2年は、2年度は2億9,000万ということで、今年度の繰入金がですね著しく、1億、2億弱ですね、下がってると。それについて、どのような認識であるのか、伺いたいと思います。

最後にですね、21款1項1目、町債についてなんですけれども、こちら、7億9,798万6,000円が補正になって、7億9,718万6,000円というふうになっております。

財政運営計画では7億9,100万と、若干、700万弱ですね、上振れた数字になっているかという風に認識してるんですけれども、やはり借入金ですから、将来返済しなきゃならないと。単年度においては、700万程度ではあるんですけれども、やはりこう、上振れた理由というのが、恐らくあるかと思えます。それについての認識を伺いたしたいと思います。

以上4点、答弁をお願いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧総務課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 4点ほどのご質問に対して、お答えさせていただきたいと思えます。

答弁漏れがあれば、またご指摘をいただければという風に思えます。7款第1項第1目の地方消費税交付金の社会保障対策分につきましては、導入された経過といたしまして消費税が5%から8%、10%になったとき、その上振れ分につきましては、社会保障対策に使いなさいと、ということで特に目的が限定はされていないんですけれどもその一般財源分ということで、充当をさせていただいておりますので、民生費並びに保健福祉の中でこの財源につきましては活用させていただき、あくまで一般財源と、というような理解をしていただければと、いう風に考えております。

続きまして、第10款第1項第1目の地方交付税、特別交付税につきましては、議員がおっしゃられたとおり、3月25日頃かと思えますけれども、頃に内示がなされて、3月末までに入金をされているといった状況で、追加補正されている分につきましては、先ほど町長の方からの行政報告の中でもご説明ありましたけれども、それに合わせて、今回原油価格の高騰に伴う様々な単独事業、美瑛町で取り組みましたけれども令和3年度、それに対する特別交付税の措置がなされたと、というようなことで追加補正をさせていただいている状況でございます。

と、続きまして18頁かと思えます。18款第1項第1目、繰入金ですね。これの繰入りが減額した理由でよろしかったですね。繰入金が減額した理由につきましては、その前の頁の、各地方譲与税関係並びに交付金関係がですね、令和3年度当初予算において、コロナ禍において、かなり減額するだろうという、地方財政計画が示された中での予算編成を行った結果ですね、その譲与税交付金関係が多額の追加補正をさせていただいているといった結果になったことからですね、こういった基金費からの繰入金を減らして、こういった譲与税交付金関係の一般財源で事業を実施したと、というようなことで繰入金が減額していると。そういった状況になってございます。

あと、地方債の関係ですね、美瑛町の財政健全化計画の部分との、600万程度であると、我々事務方サイドとしては、誤差の範囲の事業費のぶれなのかなっていうふうな認識はありますけれども、何せ、議員おっしゃるとおり、地方債借入れに対して返済が発生するというところで、慎重にある程度その借入れ額について計画の策定を行わなければならないというふうに認

識がありますけども、何分この今回の専決につきましては、当初予算なり、途中の追加補正減額補正を踏まえた最終的な財源調整の部分、事業の確定に伴うものの補正予算、80万円の減額というふうになっておりますので、計画と全てイコールになるというふうにはならないんですけれども、極力財政運営計画に沿った形での予算編成に今後とも取り組んでいきたい、というような、考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。まず、地方消費税交付金については、社会保障のいわゆる4経費とプラス社会保障経費について充当すると一般財源化して充当するというので、理解は私もしていたんですけども、これ4,000万入ってきたらそのまま4,000万の社会保障費に入ってるということで、間違いのないのかということで確認だけさせていただきます。

続いて、地方交付税の件なんですけれども、特別交付税の件なんですけれども、地方交付税自体が当初予算から3億7,700万ほど、要は増額になっている結果として、着地で増額になってると、それがあって、また、新型コロナウイルス感染症の特別交付金も入ってきている。そのようなことで、4億数千万程度、純粹な、その差引いた収入が、歳入が増えているということで私は理解してるんですけども、ただその中で、今回の、先ほど言った繰入金なんですよね。先ほど、700万程度、数百万程度の町債については誤差だというふうなこと言いましたけれどもね。減債基金が当初1億、減債基金として、繰り入れる予定だったはずなんですけれども、1億ですねちょうど。ただ、それが補正になって、今回減債基金はゼロというふうになってるんですけどもね、減債基金は要は地方債の償還に充当するための基金ですから、1億、その片やね、基金の繰入れをやめて、返済しなかったということですね、これね、財政運営計画に基づいて。そして、700万程度誤差ということであればですね、やっぱりその辺のところについては、今回、国からの歳入といいますかね、交付金なり、交付税が多くなったから、このような形で、繰入金、ピークでは、第8次補正ぐらいではですね、5億8,000万程度、5億8,100万だったかな、5億8,200万ぐらいまで増えてたんですよ。繰入れ予定だったはずなんですよね。ただそれが、3月25日に、今回、特別交付税も入ってきたり、補正ごとに、繰入金、当然その引当になってるのは国からのお金ですよ。それが入ってくるから、今回このような形で、約2億ですね、例年より対前年、対前々年比約2億、要は繰入れをしなくて済んだと、そんな認識で思って、私自身は理解しているところなんです。それで、誤差の範囲という話もありましたし、減債基金を繰入れなかったと。だから、財政運営計画に従ってやってるんだろうけれども、やはりこうその時その時で、しなやかにですね対応してるってことは、理解できるんです。その都度やってると思うんですけども、この辺、より

ですね、厳格な運用というかそういうのが必要だったんじゃないのかなと。専決だからいいということではなく、あくまでもその減債基金を1億動かすのをやめるやめないということについてはですね、より慎重な話があってしかるべきだったんじゃないのかなという風に思っております。続いて、以上です、はい。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 今のご質問にお答えをさせていただきますと、当初予算の編成からの流れになるのかなというふうな理解をしております。当初予算につきましては約一般財源ベースで、財政担当につきましては予算編成の作業を進めてございます。で、約70億程度の、美瑛町については一般財源が必要だという中で、主なものとしては地方交付税と先ほどお話しした譲与税、交付税関係が主なものとなっております。そんな中で、やはり、何の情報を頼りにして予算編成を行うかといったところを申し上げますと、やはり地方財政計画が中心になって、予算編成を行うところで、当然、歳入欠陥を起こしてはやっぱり後々決算にも影響がしてくると、というようなことで、ある程度の安全なラインを見越した中での予算編成に臨まなければならないといった中で、ある程度地方交付税につきましても譲与税交付金につきましても、確実な数字、あまり強気にならず、ある程度の一般財源、70億程度を確保した中での予算編成を行わなきゃならないといった現状がございますので、そこで不足した財源につきましてはやはり、基金に頼らざるを得ないといった状況になってございます。ですので、当初予算については、ある程度、金額におけば、4億だと、5億程度の基金を繰入れしなければ、予算編成が出来ないといった状況でございますが、近年の交付税の増額補正、国のですね、増額補正だとか、こういった形で、予定以上に譲与税、交付金が増加しているといった結果として、一般財源を確保している状況でございますので、最終的にはこういった形で、基金の繰入れを取りやめて積立金に回すといった健全な財政運営が図れるといったような状況でございますので、なかなかそういった一年の財政運営を見通さないとですね、そういった一方向だけの面です、話されてもなかなかちょっと難しい部分がありますので、ちょっとそういった長期的な視点に立った財政運営計画もそうですね、1年間のそういった財政の運営の部分もそうですし、そういった視点に立った中で、今後とも、まあ財政運営に努めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 青田議員、簡潔に。

○11番(青田知史議員) はい、わかりました。

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 一面的な話をしてるわけでは私決してなくてですね、やはり、その

計画、あくまでも財政計画、見込みといいますかね、予定ということで書いてはありますけれども、しっかりとやはりこうやっていただきたいと。併せて、景気対策についてもですね、また先ほど道路の話も出ましたけれども、やはりその辺も含めて、しっかりと考えてやっていただきたいと思います。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 今瀧課長。

○総務課長(今瀧 毅君) 今、議員おっしゃられたとおりですね、財源の確保と住民サービスの提供、充実といったものに、両面から積極的に取り組んで、努めていきたいという風に考えております。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに、質疑はありませんか。

(「なし」の声)

なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の8頁から13頁まで。議案第6号本文と令和3年度美瑛町一般会計補正予算(第11号)の条文、第1表、歳入歳出予算補正並びに第2表、繰越明許費補正及び第3表、地方債補正について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから日程第10、議案第6号の件を採決します。議案第6号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は承認することに決定しました。

日程第11 議案第7号 専決処分について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第11、議案第7号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

吉川農林課長。

(農林課長 吉川 智巳君 登壇)

○農林課長(吉川智巳君) 議案第7号の提案理由につきましてご説明申し上げます。議案集に

つきましては、30頁から36頁になります。今回の専決処分につきましては、農業技術研修センターみのりと農業担い手研修センター美進の指定管理者委託料の額の確定により、歳入歳出予算の執行残額を減額するもので、令和4年3月31日に専決しましたので、地方自治法の規定により報告し、議会の承認をお願いするものであります。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。最初に歳出からご説明いたします。35頁からになります。

歳出、第1款農業研修施設費、第1項施設管理費、40万4,000円の減額、事業費確定によるものです。

次に、歳入をご説明いたします。33頁になります。歳入、第3款繰入金、第1項一般会計繰入金40万4,000円の減額。主な理由は指定管理委託料額の確定によるものです。

32頁第1表歳入歳出予算補正は省略させていただきます。

以上で、議案第7号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。議案集の30頁から36頁まで。議案第7号本文と令和3年度美瑛町農業研修施設事業特別会計補正予算(第2号)の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから日程第11、議案第7号の件を採決します。議案第7号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願ひます。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は承認することに決定しました。

日程第12 議案第8号 専決処分について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第12、議案第8号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

(水道整備室長 岩佐 和男君 登壇)

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第8号、専決処分についての提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は37頁から43頁になります。令和3年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決しましたので、議会の承認をお願いするものであります。今回の補正の主な内容ですが、本特別会計においては、不用額が発生すると、国に返還を要することになるため、歳入歳出それぞれ執行残等を整理するなどの措置を専決いたしました。執行額確定に伴い、歳入は、発電売上収入と基金繰入金の減額、雑入の追加、歳出は、一般管理費、発電事業管理費、予備費の減額をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。議案集の37頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からご説明いたします。議案集は42頁になります。

歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、補正額4万2,000円の減額です。発電施設一般管理事業における職員旅費、共済費の執行額確定に伴う減額です。

第2款発電施設費、第1項施設管理費、補正額197万2,000円の減額です。発電施設管理事業の電気料等及び白金ダム頭首工被害復旧事業の執行額確定に伴う減額です。

第4款予備費、第1項予備費、補正額10万円の減額です。執行額確定に伴う減額です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集は40頁になります。

歳入、第1款発電事業収入、第1項発電事業収入、補正額92万円の減額です。発電売上収入の確定に伴う減額です。

第2款繰入金、第1項繰入金、補正額120万1,000円減額です。発電収入及び歳出額の確定に伴う減額です。

第3款諸収入、第2項雑入、補正額7,000円の追加です。収入額確定に伴う追加です。

39頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第8号の提案理由の説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。議案集の37頁から43頁まで。議案第8号本文と令和3年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算(第4号)の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第12、議案第8号の件を採決します。議案第8号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は承認することに決定しました。

日程第13 議案第9号 専決処分について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第13、議案第9号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

(水道整備室長 岩佐 和男君 登壇)

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第9号、専決処分についての提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は44頁から50頁になります。令和3年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第4号)につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決しましたので、議会の承認をお願いするものであります。今回の補正の主な内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う泉源使用料の減免及び冬期間の湯量確保対策に伴う減免額の確定に伴い、泉源使用料の減免分について、一般会計から繰り入れることによる泉源使用料の減額と、一般会計繰入金金の追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。議案集の44頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出からご説明いたします。議案集は49頁になります。

歳出、第2款泉源施設費、第1項泉源管理費、補正額はなく、繰入金金の増額に伴う財源調整です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集は47頁になります。

歳入、第2款泉源使用料、第1項使用料、補正額154万6,000円の減額です。泉源使用料の減免額確定に伴う減額です。

第3款繰入金、第1項繰入金、補正額154万6,000円の追加です。泉源使用料の減免

額確定に伴う一般会計繰入金の追加です。

46頁の第1表、歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第9号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案集の44頁から50頁まで。議案第9号本文と令和3年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第4号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから日程第13、議案第9号の件を採決します。議案第9号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第9号の件は承認することに決定しました。

日程第14 議案第10号 専決処分について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第14、議案第10号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第10号、専決処分についての提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は51頁から57頁になります。令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決しましたので、議会の承認をお願いするものであります。今回の補正の主な内容ですが、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う下水道使用料の減免額の確定に伴い、当該経済対策に係る下水道使用料の減免について、一般会計から繰入れすることによる下水道使用料の減額と、一般会計繰入金の追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。議案集の51頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに歳出から説明いたします。議案集は56頁になります。

歳出、第1款下水道事業費、第1項下水道管理費、補正額はなく、繰入金を増額に伴う財源調整です。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集は54頁になります。

歳入、第2款使用料及び手数料、第1項使用料、補正額34万3,000円の減額です。下水道使用料の減免額確定に伴う減額です。

第4款繰入金、第1項繰入金、補正額34万3,000円の追加です。下水道使用料の減免額確定に伴う一般会計繰入金の追加です。

53頁の第1表歳入歳出予算補正につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第10号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案集の51頁から57頁まで。議案第10号本文と令和3年度美瑛町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第14、議案第10号の件を採決します。議案第10号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第10号の件は承認することに決定しました。

日程第15 議案第11号 専決処分について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第15、議案第11号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第11号、専決処分についての提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は58頁から60頁になります。令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算（第6号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決しましたので、議会の承認をお願いするものであります。今回の補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う水道使用料の減免額の確定により、当該経済対策に係る水道使用料の減免分について、一般会計から繰り入れることによる水道使用料の減額と、一般会計補助金の追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後補正予算の内容についてご説明申し上げます。議案集の58頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は60頁になります。

収益的収入、収入、第1款水道事業収益、第1項営業収益、補正額650万9,000円の減額です。水道使用料減免額確定に伴う減額です。

第2項営業外収益、補正額650万9,000円の追加です。水道使用料減免分繰入に伴う追加です。

以上で、議案第11号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案集の58頁から60頁まで。議案第11号本文と令和3年度美瑛町水道事業会計補正予算（第6号）の条文並びに補正予算説明全般について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第15、議案第11号の件を採決します。議案第11号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第11号の件は承認することに決定しました。

○議長（佐藤晴観議員） 日程第16、議案第12号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第12号、専決処分についての提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は61頁から63頁になります。令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年4月8日に専決しましたので、議会の承認をお願いするものであります。今回の補正の主な内容は、消費税及び地方消費税の過年度分修正申告に伴う追加納付額等について追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。議案集の61頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は63頁になります。

収益的支出、支出、第1款水道事業費用、第3項特別損失、補正額459万8,000円の追加です。過年度分消費税等納付に係る過年度損益修正損の追加です。

以上で、議案第12号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案集の61頁から63頁まで。議案第12号本文と令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算（第1号）の条文並びに補正予算説明全般について質疑を許します。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。今回のこちらの補正なんですけれども、延滞税がかかっていると思います。延滞税についていくら金額が延滞になっていたのか、ご教示いただきたいのと併せて、理事者の方先ほど、町長謝りましたけれども、それで責任の取り方としては終わりなのか、以上2点についてございます。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 岩佐水道整備室長。

○水道整備室長（岩佐和男君） 延滞金につきましては、総額で10万3,000円ということになっております。以上です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長。

○町長（角和浩幸君） 先ほども、冒頭ご挨拶の中で申し上げましたが、このような、最終的な処理に至ったことにつきまして改めてお詫びを申し上げます。そして、責任についてでございますけれども、過去、平成28年から令和2年までの修正申告に関わる、業務として関わった者、職員につきまして6人、この間6人が関わっておりました管理職につきまして嚴重注意処分を下したところでございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第16、議案第12号の件を採決します。議案第12号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって議案第12号の件は承認することに決定しました。

日程第17 議案第13号 専決処分について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第17、議案第13号、専決処分について承認を求める件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

岩佐水道整備室長。

（水道整備室長 岩佐 和男君 登壇）

○水道整備室長（岩佐和男君） 議案第13号、専決処分についての提案理由についてご説明を申し上げます。議案集は64頁から66頁になります。令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年4月18日に専決しましたので、議会の承認をお願いするものであります。今回の補正の内容は、白金地区において、1時間に14トンの漏水が発生し、早急に漏水か所の特定を行う必要があったため、調査に係る委託料の追加をお願いするものでございます。はじめに議案条文を朗読し、その後、補正予算の内容についてご説明を申し上げます。議案集の64頁になります。

（議案の朗読を省略する）

次に、令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算説明によりご説明いたします。議案集は66

頁になります。

収益的支出、支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、補正額77万円の追加です。緊急漏水調査業務委託に係る委託料の追加です。

以上で、議案第13号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。議案集の64頁から66頁まで。議案第13号本文と令和4年度美瑛町水道事業会計補正予算（第2号）の条文並びに補正予算説明全般について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから日程第17、議案第13号の件を採決します。議案第13号、専決処分について承認を求める件を、承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第13号の件は承認することに決定しました。午後1時まで休憩します。

休憩宣告（午前11時48分）

再開宣告（午後 1時00分）

日程第18 議案第14号 令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。日程第18、議案第14号、令和4年度美瑛町一般会計補正予算（第1号）についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

今瀧総務課長。

（総務課長 今瀧 毅君 登壇）

○総務課長（今瀧 毅君） 議案第14号の提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集は67頁から72頁になります。今回の補正予算につきましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金事業、新型コロナ療養支援事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業の追加補正です。それでは、はじめに議案を朗読し、その後内容のご説明をいたします。議案集67頁

になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。71頁になります。

歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目地域振興費、補正額5,800万円の追加です。サテライトオフィス整備事業採択に伴う、民間事業者に対する対する交付金の追加です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、補正額399万4,000円の追加です。新型コロナウイルス感染者及び濃厚接触者とされたご家族に対し、自宅待機期間の物資支援を行い、安心した療養期を過ごすために要する消耗品費及び人件費の追加です。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第3目予防費、補正額170万6,000円の追加です。新型コロナウイルスワクチンに係る4回目接種体制の準備に伴う追加補正です。

次に、歳入になります。議案集の69頁です。

歳入、第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目総務費補助金、補正額5,909万4,000円の追加です。サテライトオフィス整備事業採択に伴う新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金の追加補正です。

第3目衛生費補助金、補正額170万6,000円の追加です。新型コロナウイルスワクチンに係る4回目接種体制の準備にかかる疾病予防対策事業費補助金の追加です。

第19款繰越金、第1項繰越金、補正額290万円の追加です。財源調整による繰越金の追加です。議案集68頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略いたします。

以上で、議案第14号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。はじめに、総括質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで総括質疑を終わります。

次に、議案集の71頁及び72頁。はじめに歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出、第2款総務費から第4款衛生費までについて質疑を許します。

(「はい」の声)

2番坂田議員。

○2番(坂田美香議員) 2番坂田です。3款1項1目社会福祉総務費の備考欄、新型コロナ療養支援事業についてお伺いします。

まずですね、以前より、保健福祉課の方に私買物等に困ってる方がいるということをお伝えしておりましたが、対応がちょっと遅いのではないかなと思います。4月初めの最初の週に66名の感染者が出たときにはたくさんの家族内感染等があったと聞いています。そうなる前に、緊急の専決処分などということを考えなかったのかお伺いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高木保健福祉課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) お答えさせていただきます。議員おっしゃられたとおりですね、ご相談いただいた件、確認させていただいてございます。今回のですね、コロナこちらの方、美瑛町の中での対策でございます。当然、この前提となっておりますのが、北海道での同じような形で、これの前になります、感染者の方又は同居される方々に対する、物資の支援、こちらの方がある前提で、お話もさせていただいて、お話確認させていただいたと思います。今回ですね、対応が遅いかどうかという話のご指摘、重々承知させていただいてございますが、北海道の支給の配送までの期間、到着までの期間でございますが、こちらの方、現実的に初めの方では2、3日という形受け取らせていただいておりますが、今回の、事実上、上川管内というのは大きく増えた状態を踏まえて、現実的には1週間程度伸びていると、1週間程度到着にかかっているという現実がございますので、今回の事業を提案させていただいております。この中で、対応等々につきましては保健所の動き等々も踏まえながら、今回の事業を提案させて、議会に提案させていただいてるところでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番坂田議員。

○2番(坂田美香議員) 坂田です。旭川でもまだまだ高止まりで、なかなか減っていかない状況であります。確かに、道庁からの支援は陽性が確認されてから1週間以上かかって到着している感じになっていきます。その間ですね、もう濃厚接触者は陰性であれば経過観察も終わりますので、その間ですね、出られない間のやっぱり不便さがあると思うんです。自助努力も当然必要ですし、それぞれの家庭の事情もあります。当初から必要なものもあると思うんですよね。それでこちら側から届けるだけではなくて、商工会等に働きかけ、支払いを後でいいので、必要なものを届けてもらえる案内をするなど、個別の対応ができるようにすべきと考えますが、いかがですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高木課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) はい、お話のとおりですね商店何店かにですねご確認させていただいた、私どもの方からもご確認させていただいて、何とか出来ないかみたいな話をこれからはですね、一緒に電話1本でその支払い方法やなんかも含めてご協力できる商店あるのかどうか、その辺も踏まえて協議させていただきたいと考えます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 2番坂田議員。

○2番(坂田美香議員) 坂田です。内容についてですが、家族構成とかもいろいろあると思い

ますけれども、賞味期限が長いものではなく、子どもさんがいる家庭でしたらやっぱりすぐに食べられるものが欲しかったりもするので、美瑛牛乳だとか、あと町内のパン屋さんに働きかけて、すぐ食べられるパンなどを賞味期限の短いものでも届けてもらえれば、その間、子どもさんたちも安心しておうちにいられると思うんですけれども、そういう働きかけもお願い出来ないでしょうか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 高木課長。

○保健福祉課長(高木比斗志君) ご意見いただきました。おっしゃるとおりですね、差し当たり、私どもの方で今準備させていただくのは、私どもである程度ストックをしてすぐ出せるような体制というところの位置づけもございます。また、議員おっしゃられるとおりですね、インスタント物でないものも欲しいんだというご意見も、当然これからいろんなところから出てくる可能性もありますが、いろんなことを考えながらですね、中身についても、確認しながら検討しながら進めさせていただきたいと思います。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。2款1項7目地域振興費、72頁ですね。デジタル田園都市国家構想推進について伺います。サテライトオフィス開設支援交付金、これを活用するというお話でしたね。これまでにいろいろ説明がされてきました、こういう資料ですね。この全体事業が、1億円超すわけです。それをいろいろな国からの補助金と町の補助金合わせて5,800万円であると。ですからこれはね、民間のオフィスとしては、かなり大きな事業であるということがわかります。もしもですね、仮に国や、町の交付金がなければ、とてもこういう事業は実現出来ないことであると私は感じております。そこでお聞きしますが、町はこの事業の目的ですね。これは説明されました。どういう説明をされたかという、地域に企業を呼び込む施策と、そういうふう位置づけていると説明されましたね。

そこでお聞きします。この事業がですね地域に企業を呼び込めるとする根拠。その根拠ですね、幾つかあると思うんですよ。一つでも二つでも複数でもあると思います。それをどのような根拠があるのか。お伺いします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 新村まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(新村 猛君) はい。今回の地方創生テレワークタイプの交付金について、企業参入を進めていくその根拠があるのかというところなんです、そもそもこの交付金の趣旨というか目的がですね、こういったデジタルを活用し、最近進んでおりますテレワーク、

特に首都圏ですね、それからワーケーションといった新しい働き方改革が進んでおります。そういった、人の流れを地方に呼び込むというところがまず目的としてございます。今回このテレワーク推進交付金を使ってですね、そういった民間の意欲を支援するという形を、国が後押しをし、こういった美瑛町をはじめ町も、それを応援するという形で、整備をするというものでございます。今回ですね、そういった、新しい働き方改革の流れの中で美瑛町においても、そういった企業に参入をいただき、様々な企業がそういったシェアオフィスをですね、活用するということを目指しておりますので、そういった企業の関わり、町へのいろんなメリット等も出てくると思いますので、あわせてその企業に関係する社員も含めてですけども、そういった人方も呼び込んでくると。それが、町の中で好循環を生んでいくということを目指して取り組むということでございますので、こういったその今の、こういった時代の流れにマッチしたですね、施策ということで進めてまいりたいというふうに考えております。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。これは、基本的にですね、国の施策であるわけですね。国はそういう施策を進める上で、これが見通しがある施策であると、やっぱり成功をやっぱり想定してるわけですよ。うまくいくことを想定してるわけです。それをね、受けてこの町は、これをやはり成功させなければならないと。ですから私がお聞きしたのはね、その成功させるだけの条件があるか、その根拠があるかということをお聞きしたんです。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 新村課長。

○まちづくり推進課長(新村 猛君) 今ですね、これまで町で整備した、テレワーク施設2棟ございます。そちらかなりですね、稼働率高く、ほぼ埋まっているという状況で、逆にそういったニーズに応えられないという状況が今ございます。そういった部分を補うという意味でも、今回のですねこういった整備、国の交付金を活用した整備というものは大変有効であるかなというふうに思っております。美瑛町においてはですね、テレワークということよりもさらにですね、ワーケーションという可能性がかなり高いと思います。こういった、景観のいいところで、仕事をすると、ワーケーションですねも含めて仕事を行っていくということで、かなりニーズはあるのかなというふうに捉えております。今回、高水準ということで、国の交付決定をいただいております。それに当たりまして有識者の方からも、コメントをいただいておりますが、そういった部分の期待も大きいのかなというふうに捉えております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。はい、伺っておきます。それでは、最後にお聞

きしますけども、建物ですからね、建物と、これは改装、実質改装なんですけども、その景観条例との関係についてお聞きします。この説明書の中ではね、この景観条例の中の1番大きな要素として考えられるのは、外壁の色ですね。それから植栽、それから、景観条例はかなり細かなことまで、うたっております。それは除いておきまして、今、お聞きしたいのは、外壁の色、それから植栽についてお聞きします。景観条例は当然守らなくてはならないんですけども、サイドだとかね、外壁の色のサイドだとか色相だとか、それから、植栽については一切記述されてないんですよ。されてないんですけども、これは、きちっと景観条例を守っていくように指導されるのかどうか、具体的に。ここで、議案が提案されたわけですからね。ここで本当は説明するのが本当だと思うんですけど、いかがですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 新村課長。

○まちづくり推進課長(新村 猛君) 今回、整備するですね、施設のそういった景観上の配慮というところなんです、当然美瑛町のまちづくりにご賛同いただいている企業ということがまず1点ございますので十分そういったですね、議員おっしゃられるような、外壁の色だとか、植栽だとか、そういった部分も、十分、当然ですね、配慮して行っていくということになるかと思っております。あわせて、今回、改修をかける施設については、建築途中で放置されたままとなっている建物でございます。既に、かなり前からですね、地域にとってはかなり、逆に景観上もですね、ちょっと阻害をしているという状況でございますし、生活環境上もですね、問題を担っているような、放置された建物ということで、そういった部分で、逆にですね、地域の方々にとっては、そういった、生活環境の改善にもつながっていくのかなというふうに思っておりますので、議員ご指摘のとおり、当然ですねそういった景観上の配慮についても十分対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の69頁及び70頁、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の67頁及び68頁、令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第1号)の条文及び第1表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第18、議案第14号の件を採決します。議案第14号、令和4年度美瑛町一般会計補正予算(第1号)についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第14号の件は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第15号 請負契約の締結について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第19、議案第15号、請負契約の締結についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

岩佐水道整備室長。

(水道整備室長 岩佐 和男君 登壇)

○水道整備室長(岩佐和男君) 議案第15号、請負契約の締結についての提案理由について、ご説明を申し上げます。議案集は73頁になります。今回の泉源井新設工事その1につきましては、令和3年度の新規掘削調査測量業務により、現在考えられる最良の掘削地点を選定しており、今年度、泉源の掘削及び新設を行いたく、4月26日に入札を執行し仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

参考資料としまして、工事内容、工期、その他入札指名業者名を載せております。朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第15号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第19、議案第15号の件を採決します。議案第15号、請負契約の締結についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第15号の件は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第16号 財産の取得について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第20、議案第16号、財産の取得についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

平間建設水道課長。

(建設水道課長 平間 克哉君 登壇)

○文化スポーツ課長(平間克哉君) 議案第16号の財産の取得についての提案理由につきまして、ご説明申し上げます。議案集につきましては74頁になります。今回取得予定の雪寒建設機械につきましては、町道の除排雪等に用いる除雪ドーザー1台となっております。現在の除雪ドーザーは、平成19年に購入した機械で15年が経過していることから、老朽化による故障が著しく、作業効率にも影響しております。除排雪作業やその他の作業をスムーズにし、生活路線の確保及び経済活動を支援するため購入をお願いするものでございます。また、購入についての入札を4月26日に執行し仮契約を交わしているところであり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、議会の議決をお願いするものであります。それでは、議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

参考資料としまして、購入しようとする機械の取得目的、規格・形式・納期、その他入札指名業者名を載せております。朗読は省略させていただきます。

以上で、議案第16号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 11番青田でございます。今説明いただきまして、まあ私、機械に疎いもんですから、ちょっと伺いたいんですけども、参考資料の中でマルチプラウ(汎用)とあとカプラ(ワンタッチ)っていうのがありましてね、こちらの方は付属品かと思うんですけども、従前使ってるそういう、ドーザーのやつを再度使うことは出来ないものなのか、その辺

ちょっとどのような認識か、どのようなその性能的に問題があるものなのか、要は付け替えれるかどうか、その辺を伺いたかったんですけど。

○議長（佐藤晴観議員） 前のやつ使えないのかってということですよ。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 平間建設水道課長。

○建設水道課長（平間克哉君） 現在ですね、使用している機械につきましては1体、1体とかですね部分としてですね、それを含めまして下取りとして出して、下取りを計上しておりますので、今回につきましては、新たにですね、付属品を含めてですね購入したという形になってございます。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第20、議案第16号の件を採決します。議案第16号、財産の取得についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第16号の件は原案のとおり可決されました。

美瑛町ゼロカーボンシティ宣言

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、ゼロカーボンシティの表明について申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 佐藤議長様の、また、議員の皆さまのお許しをいただきまして、この場にて、美瑛町としてのゼロカーボンシティの宣言をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

朗読をもちまして、宣言と代えさせていただきたいと思っております。

美瑛町ゼロカーボンシティ宣言～2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指して～

近年、地球温暖化を起因とする気候変動の影響により、世界各地で猛暑や大雨、大規模な干ばつ等の異常気象が多発しており、美瑛町においても豊かな自然環境や基幹産業への影響も危惧され、その対策は喫緊の課題となっています。

2018年に公表されたIPCC(気候変動に関する政府間パネル)の特別報告書においては、「産業革命前からの平均気温上昇の幅を2℃未満とし、1.5℃以内に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとすることが必要」とされています。

また、我が国においても、2020年10月に政府が「2050年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言しました。

このような中、美瑛町の20年後のありたい姿を描いた美瑛町共有ビジョンでは、「豊かな自然と共生し、持続可能な循環型社会を目指すまち」を掲げており、その目標達成に向けても、町民・事業者・町が協働して、積極的に脱炭素化に取り組むことが不可欠です。

先人から受け継がれた豊かな自然環境を次世代へと引き継いでいけるよう、地域資源を最大限活用しながら、環境と経済の好循環による持続可能なまちづくりにつなぐ行動が必要です。

ここに美瑛町は、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを宣言します。令和4年4月28日、美瑛町長、角和浩幸。

以上です。ありがとうございました。

○議長(佐藤晴観議員) これで町長からの申し出について終わります。

閉会宣告

○議長(佐藤晴観議員) これをもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。会議を閉じます。令和4年第3回美瑛町議会臨時会を閉会します。

閉会挨拶

○議長(佐藤晴観議員) はい、お疲れ様でした。昨日、人との会話の中で、美瑛で桜なんて咲いてるのかな、旭川開花宣言出てるんだねなんて話をしてたら、白金通りで咲いてるよっていう話を聞いて、今朝通りかかったんで、ちょうど見たら、お店屋さんの前でちょっと背丈の低い桜がぱっと咲いていて、向かいのお寺の木も大分つぼみになってて、本当だなあと思って、でもこんなに寒いのに、なんて思っていたんですけど、今日あたりまた暖かいんで、大分また咲いてくるのかなあ。何かこの連休前に、ちょうどいいタイミングなんですけど。本当だったら3年ぐらい前まで、今もやろうとしてますけど、桜まつりなんかやろうとしてるんで、何かね、いつもどおりだったら、気持ちよく歌わせてもらえたのかな、なんて思いながらいる

んですけど、なかなかそこは叶わないというかコロナのやろうっていうところが、すごく、今も思うところですよ。

ちょうど2年前ぐらいに、さっさとこのマスクを外したいねなんてこの終わりのときに言ったような気がするんですけど、もう2年も経っちゃったのかっていう風な思いもあります。でも、もう多分あともう少しだと思います。もう少しの我慢だと思います。

また、6月の定例会に向けて、皆さんお揃いで、事故なく怪我なく、そして病気もなく、そろって臨時会を迎えられますように祈念申し上げまして、臨時会を閉じさせていただきます。どうもお疲れさまでした。

午後1時30分閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年5月20日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴観

議員 大坪 正明

議員 高田 紀子